

島根県報

平成31年3月29日(金)

号外 第 3 3 号

(毎週火・金曜日発行) https://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

【病院局規程】

島根県病院局組織規程の一部改正	2
島根県病院局の職員の職の設置に関する規程の一部改正	3
島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正	4
島根県病院局職員就業規程の一部改正	5
島根県病院局財務規程の一部改正	6

【病院局訓令】

島根県病院局被服等貸与規程の一部改正 7

部

8 階東病棟看護科

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第2号

島根県病院局組織規程(平成19年島根県病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日 島根県病院事業管理者 中 川 正 久 第8条第1項の表医療局の部外科診療部の項中 外科 を 外科 に改め、同表看護局の部母性小児病 消化器外科 棟看護部の項中 新生児集中治療室看護科 を 新生児集中治療室看護科 に改め、同部第一総合病棟看護部の 新生児回復室看護科 項中 7 階東病棟看護科 を 7 階西病棟看護科 7 階東病棟看護科 に改め、同部中 第二総合病棟看護 8 階東病棟看護科 部 8 階西病棟看護科 9階東病棟看護科 を 9 階西病棟看護科 10階東病棟看護科 10階西病棟看護科 第二総合病棟看護 7階西病棟看護科

	8階西病棟看護科	
	9階東病棟看護科	に改め、同表に次
第三総合病棟看護	9階西病棟看護科	
部	10階東病棟看護科	
	10階西病棟看護科	
		,]

のように加える。

広報室	

第8条第3項の表に次のように加える。

広報室

- (1) 広報に関すること。
- (2) 報道に関すること。

第9条第1項の表事務局の部中「経営課」の次に「、情報システム課」を加える。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第3号

島根県病院局の職員の職の設置に関する規程(平成19年島根県病院局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。 平成31年3月29日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

別表を次のように改める。

別表 (第3条関係)

調整監(島根県病院局組織規程(平成19年島根県病院局管理規程第1号)第6条第2項の規定に基づき置かれる調整監を除く。)

企画幹(島根県病院局組織規程第6条第2項の規定に基づき置かれる企画幹を除く。)

主幹

企画員

副課長

※専門幹

※専門員

主任

※主任

主任心理判定員

主任精神保健福祉相談員

主任精神保健福祉士

主任医療社会事業調査員

主任助産師

主任看護師

主任主事

号外第33号 主任技師 主事 技師 心理判定員 臨床心理士 病歴士 診療情報管理士 医療情報技師 社会福祉士 精神保健福祉相談員 精神保健福祉士 医療社会事業調査員 医長 医員 薬剤師 臨床検査技師 臨床工学技士 診療放射線技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 管理栄養士 視能訓練士 歯科技工士

准手排師

看護師

准看護師

歯科衛生士 助産師

備考 この表中※印の付された職は、管理者が別に定めるものに限る。

附則

この規程は、平成31年3月29日から施行する。

島根県病院局管理規程第4号

島根県病院局職員の給与に関する規程(平成19年島根県病院局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。 平成31年3月29日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第2条第2項を削る。

第3条第1項第3号を削り、同条第2項中「別表第8」を「別表第7」に改め、同条第3項中「別表第8の2」を「別表第8」に改める。

第6条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第8条第13号を削る。

第19条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前項第4号」を「前項第3号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「前項第5号」を「前項第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「前項第6号」を「前項第5号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「前項第7号」を「前項第6号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「前項第8号の」を「前項第7号の」に改め、同号ア中「前項第8号ア」を「前項第7号ア」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「前項第9号」を「前項第9号」に改め、同号を同項第9号とする。

第20条第1項中「前条第1項第9号」を「前条第1項第8号」に改める。

第21条を削り、第22条を第21条とし、第23条から第27条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第3を次のように改める。

別表第3 削除

「科長 「科長 副科長 別表第4の5級の項中 企画幹 を に改める。

企画幹

センター長補佐」 センター長補佐 | センター長補佐 |

別表第8を削り、別表第8の2を別表第8とする。

別表第9備考を削る。

別表第13中「第22条関係」を「第21条関係」に、

隠岐広域連合立隠岐島前病院	4級地
---------------	-----

を

 隠岐広域連合立隠岐島前病院
 4 級地

 隠岐広域連合立隠岐病院
 3 級地

に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第5号

島根県病院局職員就業規程(平成19年島根県病院局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第22条第3項中「時期」を「時季」に改める。

第22条に次の2項を加える。

4 管理者は、第1項又は第2項の規定による年次有給休暇(これらの規定により管理者が与えなければならない年次有 給休暇の日数が10日以上である職員に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の日数のうち5日につい ては、毎年1月1日(以下「基準日」という。)から1年以内の期間に、あらかじめ職員ごとにその時季を定めること により与えなければならない。ただし、第1項又は第2項の規定による年次有給休暇を当該年次有給休暇に係る基準日 より前の日から与えることとしたときは、当該年次有給休暇の日数のうち5日については、基準日より前の日であっ

- て、年次有給休暇を与えることとした日から1年以内の期間に、職員ごとにその時季を定めることにより与えなければ ならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、第3項の規定により第1項又は第2項の規定による年次有給休暇を与えた場合において は、当該与えた年次有給休暇の日数(当該日数が5日を超える場合には、5日とする。)分については、時季を定める ことにより与えることを要しない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き在職する職員に係る年次有給休暇については、施行 日後の最初の基準日の前日までの間は、この規程による改正後の島根県病院局職員就業規程第22条第4項及び第5項の 規定にかかわらず、なお従前の例による。

島根県病院局管理規程第6号

島根県病院局財務規程(平成19年島根県病院局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第2条に次の1号を加える。

(13) システム 電子計算機を使用して、医薬品等の物品の購入、受入れ、払出しその他の物品の管理に関する一連の事 務を処理するためのシステムであって、病院局において使用する物流消費管理システム及び物品購入管理システムを いう。

第16条第1項中「昭和22年法律第67号」の次に「。以下「自治法」という。」を、「昭和22年政令第16号」の次に「。 以下「自治令」という。」を加える。

第20条第2項中「後段」を削る。

第44条に次のただし書を加える。

ただし、物品購入伝票については、システムにより作成された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚 によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい う。以下同じ。)をもって、これに代えることができる。

第46条第1項に次のただし書を加える。

ただし、企業出納員は、システムによる貯蔵品入庫伝票及び貯蔵品出納簿に係る電磁的記録の作成をもって、貯蔵品 入庫伝票の発行及び貯蔵品出納簿への記帳に代えることができる。

第47条第2項に次のただし書を加える。

ただし、企業出納員は、システムによる貯蔵品出庫伝票及び貯蔵品出納簿に係る電磁的記録の作成をもって、貯蔵品 出庫伝票の発行及び貯蔵品出納簿への記帳に代えることができる。

第97条第1項中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)」を「自治令」に改める。 第131条中「地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)」を「自治法」に改める。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

根果病院局 訓

島根県病院局訓令第1号

本局

病院

島根県病院局被服等貸与規程(平成19年島根県病院局訓令第2号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

別表の1の表5の項中「施設管理技師」を「施設管理業務に従事する職員」に、「3年」を「4年」に改め、同表中6の項を削り、7の項を6の項とする。

附則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。